

報告第 1 4 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 6 月 2 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 和解の相手方 | 日出町在住 個人（1 人） |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、相手方へ損害賠償金 1 7 9 , 5 2 0 円を支払う。 |
| 3 | 事件の概要 | 令和 8 年 2 月 1 日午後 1 2 時 3 0 分頃、鬼門櫓 1 階の突上戸及び本屋根瓦が強風により落下し、付近に駐車していた相手方所有の車両が損傷した。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和 8 年 5 月 2 5 日 |